

一般社団法人熊本県産業資源循環協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人熊本県産業資源循環協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、産業廃棄物の適正な処理、再生利用等を積極的に推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって環境の保全及び県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 産業廃棄物の適正処理又は再生利用等の推進に関する次の事業

- ア 調査研究事業
- イ 相談指導事業
- ウ 研修会又は講習会等の実施
- エ 印刷物又は書籍等の発行、頒布事業
- オ 情報収集及び啓発普及並びに広報活動事業
- カ 行政機関又は関係団体等との連携事業
- キ 行政機関又は関係団体等からの受託事業

(2) 不法投棄廃棄物対策に関する次の事業

- ア パトロール又は撤去事業の実施
- イ 公共団体等が行う撤去事業の支援
- ウ 不法投棄防止の啓発普及事業
- エ 熊本環境保全推進支援金事業

(3) 災害廃棄物対策に関する事業

- ア 災害廃棄物処理支援協定等に関する事業
- イ 災害廃棄物に関する啓発普及事業

(4) 地球環境保全に関する事業

- ア 環境保全事業
- イ 普及啓発事業
- ウ 他の団体等が行う環境保全事業等への協賛

(5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、熊本県において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、熊本県知事又は熊本市長の許可を受けて産業廃棄物処理業を行う者で、本協会の目的に賛同して入会した者

イ 産業廃棄物を排出する事業者又はこれらの者が組織する団体で、本協会の目的に賛同して入会した者

(2) 賛助会員

産業廃棄物の処理施設の製造又は販売業者、環境調査機関、地質調査機関（気象調査機関等を含む）及び環境コンサルタント等であつて、本協会の目的に賛同して入会した者

2 前項の会員のうち正会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を退会の日から30日前までに会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったとき

は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 死亡し、解散又は破産手続開始の決定を受けたとき。

- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 第5条第1項に規定する許可の取消処分を受けたとき。
- (4) 正当な理由なく第7条の支払義務を1年以上履行せず、かつ履行の催告に応じないとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。

(会費等の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費、入会金その他の拠出金品は、返還しない。

(届出)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは氏名（法人又は団体にあつては、「主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名」）又は産業廃棄物処理業を行う場所を変更したとき。
- (2) 産業廃棄物処理業を廃止し、又は休止したとき。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 賛助会員は、総会に出席して意見を述べるができる。ただし、議決権を有しない。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (5) 理事及び監事に対する費用の弁償の基準
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時社員総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選任する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行われなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使及び書面による行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、法令の定めにより、代理人によって議決権を行使し、又は書面により議決権を行使することができる。

2 前項に規定する代理人に対する代理権の授与は当該の正会員が総会ごとに行い、当該正会員又は代理人は代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

3 第1項に規定する書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、当該議決権行使書面を本協会に提出して行う。このとき議決権行使書面によって行使された議決権の数は、当該総会に出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第22条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につい

て正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会にすることを要しないことにつき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(会員への通知)

第24条 会長は、総会で決議された事項を、会員に通知しなければならない。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中からその会議において選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第26条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上24名以内。
- (2) 監事 1名以上2名以内。
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち2名以上4名以内を副会長とする。
- 4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事とする。
- 5 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、第4項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長の求めに応じて会長の職務を補佐する。
- 4 専務理事は、会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査を行うことができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 その他の職務及び権限は、法令で定めるところによる。

(役員任期等)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、選任の時点で、70歳未満であることとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員に対して、総会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

(責任免除)

第33条 役員の本協会に対する法人法第111条第1項の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議により、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第34条 本協会に、任意の機関として、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会の諮問に応じ、諮問された事項につき理事会に参考意見をのべること
- 3 顧問の選任及び解任については、理事会において決議する。
- 4 報酬については、理事会の別に定めるところにより支給するものとする。

第6章 理事会

(構成)

- 第35条 本協会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第36条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本協会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

- 第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度の概ね2箇月に1回開催する。
 - 3 臨時理事会は、会長が必要と認めたときのほか、次条第3項、第4項又は第5項のいずれかに該当する場合に開催する。

(招集等)

- 第38条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち理事会で予め定めた者が理事会を招集する。
 - 3 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
 - 4 監事は、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、前2項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は理事会を招集することができる。
 - 6 会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して招集の通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、この限りでない。

(議長)

- 第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 前条第2項に規定する場合においては、招集をした副会長が議長を務める。

(定足数)

- 第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会できない。

(決議)

- 第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第28条第5項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第45条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規程による。

第7章 委員会、部会、青年部会及び支部

(委員会)

第46条 本協会に理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 前項の委員会は、本会の事業のうち特定の実務を行う。

3 委員会の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(部会)

第47条 本協会に理事会の決議により部会を設置することができる。

2 前項の部会は、廃棄物の種類又は産業廃棄物の区分ごとの特性を勘案し、産業廃棄物の適正処理等に係る技術的な対応及び課題等について特定の調査・研究及び普及・啓発を行う。

3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(青年部会)

第48条 本協会に理事会の決議により青年部会を設置することができる。

2 青年部会の任務、組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(支部)

第49条 本協会に理事会の決議により支部を設置することができる。

2 支部の任務、組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 熊本環境保全推進支援金事業

(熊本環境保全推進支援金事業)

第50条 本協会は、産業廃棄物の適正処理を推進することにより生活環境及び自然環境の保全を図るため、第4条第1項第2号エに規定する熊本環境保全推進支援金事業を行う。

2 前項の事業を行うために必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 会計

(事業年度)

第51条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第52条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定による事業計画書及び収支予算書については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第53条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の種類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第3号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項に規定する書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第55条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第56条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄贈するものとする。

(剰余金の処分制限)

第57条 本協会は、剰余金の分配をすることはできない。

第11章 事務局

(事務局)

第58条 本協会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び所要の職員は、理事会の承認を経て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 雑則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 本協会の最初の会長は大野羊逸、専務理事は松島章とする。

3 整備法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第51条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 社団法人熊本県産業廃棄物協会の定款は、附則第3項に規定する解散の登記の日に廃止する。

附則

1 この定款は、平成28年6月3日から施行する。

附則

1 この定款は、平成30年6月1日から施行する。

(第6回定時社員総会議決による)